

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示
  - 土地改良区の定款の変更を認可した件 二六
  - 県営土地改良事業計画を定めた件 二六
  - 道路の区域を変更する件 二六
  - 電線共同溝を整備すべき道路として指定した件 二六
- 公告
  - 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件二件 二九

## 告 示

### 福島県告示第三百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、鮫川村土地改良区から平成二十九年三月二十二日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月四日認可した。

平成二十九年四月十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

### 福島県告示第三百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、湊地区に係る県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業）を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年四月十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
  - 土地改良事業計画書の写し

## 二 縦覧の期間

平成二十九年四月十二日から  
同 年五月一日まで （二十日間）

## 三 縦覧の場所

会津若松市役所

（農村計画課）

### 福島県告示第三百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十九年四月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前後の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道小名 浜平線	いわき市平谷川瀬字双 藤町九三番一地从先から 同 市平字作町二丁目 一番四地先まで	一六・〇	一六・〇	四五・五	四一〇・〇
		一六・〇	一六・〇	八四・一	四一〇・〇

（道路計画課）

### 福島県告示第三百二十二号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。

平成二十九年四月十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路 線 名	区 間
県道小名浜平線	いわき市平谷川瀬字双藤町九三番一地从先から同市平字作町 二丁目一番四地先までの上り線 いわき市平谷川瀬字双藤町九二番三地从先から同市平字三倉 六六番六地先までの下り線

公 告

(道路計画課)

公告第八十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年四月十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第八十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画地区計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年四月十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)